

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則を公布する。

平成22年11月30日

京都市職員共済組合

理事長 星川 茂一

京都市職員共済組合細則第 2 号

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を次のように改正する。

第3条中「第4条第6項」を「第4条第7項」に改める。

第4条中「規程第6条により」を「高額医療貸付及び出産貸付以外の」に改め、同条に次の2項を加える。

- 5 高額医療貸付の貸付けを受けようとする者は、貸付申込書(別紙様式第1号の2)に所定の事項を記入のうえ、保険医療機関等の発行する請求書又は領収書及び貸付けを受けようとする者が市府民税を課せられない者又は生活保護の要保護者であるときはその旨が明らかになる書類を添えて組合に提出しなければならない。
- 6 出産貸付の貸付けを受けようとする者は、貸付申込書(別紙様式第1号の3)に所定の事項を記入のうえ、次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に定める書類を添えて組合に提出しなければならない。
 - (1) 規程第3条第4項第1号に掲げる者 母子保健法(昭和40年法律第141号)第16条第1項中の規定により交付された母子健康手帳(以下「母子健康手帳」という。)の写し及び出産予定日まで2月以内(多胎妊娠の場合は4月以内)であることを証明する書類。
 - (2) 規程第3条第4項第2号に掲げる者 母子健康手帳の写し、妊娠4月以上であることを証明する書類及び医療機関等からの一時的な支払いに要する費用の内訳のある請求書又は領収書

第6条中「第4条第8項」を「第4条第11項」に改め、同条第1号中「第4条第7項」を「第4条第8項」に改める。

第7条の見出しを「(貸付決定後手続)」に改め、同条第1項中「別紙様式第4号」を「住宅貸付及び災害貸付については別紙様式第4号、高額医療貸付及び出産貸付については別紙様式第4号の2」に改め、同条第2項中「貸付決定」を「別紙様式第4号による貸付決定」に改め、同条第3項中「第1項の規定による通知をうけた」を削り、同条に次の2項を加える。

- 5 別紙様式第4号の2による貸付決定の通知を受けた者は、別紙様式第7号の5による借用証書を組合に提出しなければならない。
- 6 組合は、前項による書類の提出を受けたときは、直ちに貸付金を振り込みにより交付するものとする。

第8条の見出しを「(貸付対象物件の確認及び通知)」に改める。

第16条中「借受人」を「規程第2条各項に規定する貸付けを受けた者」に改める。

別紙様式第1号の2、別紙様式第1号の3、別紙様式第4号の2及び別紙様式第7号の5を次のとおり定める。

附 則

この細則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)